

議員提出第9号議案



奈須利江議員に対する問責決議

上記の議案を大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年9月13日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

湯本良太郎

長野元祐

松本洋之

田村英樹

犬伏秀一

奈須利江議員に対する問責決議

大田区議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び、安全かつ円滑な議会運営体制の確保のため、本年1月14日に「新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた視察等に関する申し合わせ」を取りまとめた。これにより、全ての議員は、東京都以外の自治体への視察等の際、新型コロナウイルスワクチンを2回以上接種していることを証明する書類、又は出発日前3日以内のPCR検査における陰性を証明する書類を議長に提出することが確認された。

議員それぞれがこの申し合わせの重要性を理解し、受け入れ先自治体等へ最大の配慮をし、視察を実施してきたところである。

そのような状況の中、本年7月、奈須利江議員は、北海道夕張市への視察を申し出た際、本申し合わせの存在を知らず、議会が求める書類の提出を拒否し、議長の説得にも応じることなく、必要書類の提出がないまま視察を強行した。

これまで大田区議会では、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中でも、議会運営を滞らせることなく、議員一人ひとりがその職責を全うし、区民の信託に応えられるよう、本申し合わせの適切な履行のみならず、議会の内外においても様々な感染拡大防止策を講じると同時に、議員個々においても自覚と責任を持った行動を取ることを常に念頭においてきたところである。

こうした大田区議会における取り組みから大きく逸脱する今回の奈須利江議員の視察強行は、議会内の秩序を著しく乱すとともに、大田区議会に対する区民や受け入れ先自治体等の信用を失墜させる恐れのある許されない行為である。

よって、大田区議会は、議会内の申し合わせを無視して視察を強行した奈須利江議員に対し、このような行為を二度と繰り返すことのないよう猛省を促し問責する。

以上、決議する。

年月日

大田区議会